

東風だより

題字 木村夏子先生



第2号

宇美東小学校区コミュニティ通信

発刊日：平成29年3月15日

発行所：宇美東小学校区コミュニティ運営協議会

新しい宇美東小学校区コミュニティ運営協議会の発足にあたって

平成28年6月に発足した宇美東小学校区コミュニティ運営協議会も9ヵ月目を迎へ、いよいよ4月からは本格的な地域コミュニティ活動が始まります。協議会委員の皆様には多い人で月3回(役員会、準備委員会、運営協議会)もの会議を開いていただき、平成29年4月からの新役員と委員、そして事業計画や予算、代議員の選出、そして新しい宇美東小学校区コミュニティ運営協議会の規約等を煮つめていただき大変なご苦労だったことと感謝しております。

4月4日(火)に予定しております宇美東小学校区コミュニティ運営協議会総会にて代議員の皆様のご賛同を頂き、新しい自治会制度にのっとった校区コミュニティ活動を皆で始めたいと思っております。従来の行政区からの自治会と変更された7地区の皆様、宇美町消防団第一分団、宇美東小学校や中学校及びそれらのPTA等の連携など、これから大変なことが多々あることと思いますが、今度のスタートは他の小学校区とも同じ4月1日と思っています。現行の防犯防災部会(安全安心部会)、広報部会をますます発展させ、また新しい部会を作り上げて、宇美東小学校区の町民まちづくり検討会での「緑と水豊かな元気なまち 老いも若きもいきいき伸びる東の里」の実現を目指して、宇美東小学校区にお住いの皆様には宇美東小学校区コミュニティ運営協議会へのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。我々委員も一生懸命頑張る所存です。

平成29年3月
宇美東小学校区コミュニティ運営協議会
会長 恒吉 紀一



宇美東小学校区コミュニティ運営協議会規約(案)抜粋

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会総会(3頁目に詳細記載)では、規約(案)の討議・承認が行われます。これに先立ち、規約(案)の抜粋を記載しました。

(名称及び事務所) 第1条 本会は、宇美東小学校区コミュニティ運営協議会と称し、事務所を町立研修所まなびや・うみ内に置く。

(目的) 第2条 本会は、相互扶助の精神にのっとった連帯感のある温かな地域社会づくりを目的とする。

(構成地域) 第3条 本会の構成地域は、宇美東小学校区内とする。

(会員) 第4条 本会の会員は、構成地域内の住民並びに事業所、団体及び機関等に属する者をもって組織する。ただし、構成地域外に居住する者であっても、宇美東小学校区における地域コミュニティ活動に携わる関係者で、協議会が認めた者を含むものとする。

(事業) 第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の暮らしやすいまちづくりを目指す事業
- (2) 総合的施策に関する事業
- (3) 住民の親睦・交流等に関する事業
- (4) 防犯・防災に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、(2) 副会長1名、(3) 会計1名、(4) 事務局長1名、(5) 部会長2名、(6) 監事2名

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会) 第7条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、役員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 役員会は、次の事項について協議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会議決事項の具体化の方策
- (3) その他本会の目的達成のため必要な事項

(役員選考委員) 第8条 総会に諮る役員の人選を行う役員選考委員は、各自治会の自治会長をもって充てる。

2 役員選考委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員) 第9条 本会に代議員を置く。

2 代議員は、別表1のとおり各自治会から選出するものとする。

3 代議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会) 第10条 総会は、年度当初に開催する定例総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、役員及び代議員で構成する。

7 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 規約の改正承認
- (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認

(部会) 第11条 本会の運営及び事業を円滑に進めるため、次の部会を設置する。

- (1) 防犯防災部会
- (2) 広報部会

(経理) 第13条 本会の経理は、宇美町地域コミュニティ交付金、寄付金、事業活動に伴う収入等をもって充てる。

附則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

宇美東小校区内での出来事・行事・お知らせ

1) 宇美東小学校区コミュニティ運営協議会 総会

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会の年次総会が、「まなびやうみ」で平成29年4月4日(火)、運営協議会役員(27名)及び各区からの代議員(53名)を招集し、開催される予定です。

決議は、事業計画及び予算の承認、役員承認、規約承認、その他協議会の運営に関する重要事項の承認について行われる予定です。

2) 12月7日(水) 柳原保育園餅つき

宇美東区の柳原保育園で毎年恒例の餅つきが行われました。

園児達の可愛い声援の中、東区の大人も、園児も、大はしゃぎで餅をつきました。

最近、いろんな理由で中止になったりし行事としても消えつつあり、園の先生からも、「残していきたい日本の伝統がだんだん出来なくなる事が、とても残念。でも東区の皆さんのおかげで、今年も無事餅つきができました。感謝しております」という嬉しい言葉を頂きました。



3) 宇美東区餅つき

12月23日は、毎年東区の餅つきです。大人も子供もとてもいい笑顔で、ペタンペタン、今年もとても楽しそうです。特に子供達は、杵で餅がつけるので、いい経験になるようです。



4) 塔の尾公園クリスマスイルミネーション

毎年、クリスマスの一週間前位に設置し、毎夕7時くらいから11時くらいまで点灯されています。また、12月24日にはイルミネーションの下でささやかなクリスマスパーティーが催されています。撤去は12月26日にされているようです。設置は障子岳区のクリスマスイルミネーション実行委員会(ボランティア組織)が行っています。

毎年、障子岳区夏祭りに出店をだして得られた利益で少しずつイルミネーション(LED)を増やされているとのことです。



5) 障子岳区ほんげんぎょう

今年も障子岳区の「ほんげんぎょう」が1月7日の早朝から、本村地区、今屋敷地区、極楽寺地区で行われました。「ほんげんぎょう」は「どんとやき」・「鬼火焚き」など呼ばれ、正月7日に門松やしめ縄等を持ち寄り、この火で焼いた餅を食べ1年間の息災を祈ります。



青竹で組まれたヤグラ
(今屋敷地区)



お酒の燗をしている青竹
(お酒の風味が増します)



地区の人達が集って談笑し、ゆったりした時間を過ごします

6) 宇美東小学校区コミュニティ ロゴマーク募集結果

創刊号(平成28年9月15日発行)で「ロゴマーク募集中」の案内を掲載し、平成29年2月3日までに、下記5応募がありました。

ロゴ-1 (宇美東区)	ロゴ-2 (飛岳三区)	ロゴ-3 (とびたけ一区)	ロゴ-4 (障子岳区)	ロゴ-5 (飛岳三区)

2月3日の運営協議会で審査の結果、ロゴ-5が過半数を獲得し、採用されました。

ご応募の皆様、大変有難う御座いました。

編集後記: 第2号は、創刊号の宇美東小学校区コミュニティ運営協議会の概要・活動予定に続き、4月に行われる運営協議会総会で討議される運営協議会の基本となる規約の抜粋を紹介いたしました。これに加えて宇美東小学校区での出来事を紹介しました。皆様のご投稿・ご意見宜しくお願ひ申し上げます。